

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かん
第13条 障害を理由とする差別に関する
そうだん じょげんとう
相談、助言等

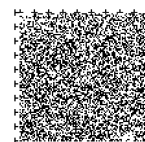
しょうがい りゆう さべつ そうだん あどばいす
障害を理由とする差別についての相談やアドバイス



(1) かながわけん しょうがい りゆう さべつ とらぶる お
神奈川県は、障害を理由とする差別についてのトラブルが起き
ないようになり、かいけつ しょうだん しゅく つく
解決のために相談したりできる仕組みを作ります。

(2) かながわけん しょうがい りゆう さべつ そうだん う
神奈川県は、障害を理由とする差別について相談を受けたと
きは、そうだん ないよう つぎ
相談の内容にあわせて次のことをします。

- かながわけん そうだん き ひと あどばいす
・ 神奈川県は、相談に来た人に、アドバイスなどをします。
- かながわけん そうだん き ひと かんけいしゃ ひつよう さべつ
・ 神奈川県は、相談に来た人の関係者に、必要なときには、差別
しょうだん ないよう つた
についての相談の内容を伝えます。
- かながわけん しちようそん ひつよう さべつ そうだん
・ 神奈川県は、市町村に、必要なときには、差別についての相談
ないよう つた
の内容を伝えます。



だい じょう しゃかいてきしょうへき じよきよ
第14条 社会的障壁の除去

しょうがい ひと せいかつ こま
障害のある人の生活しづらいことや困ったこと
をなくすこと

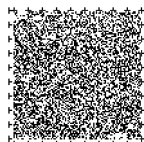


- (1) しょうがい ひと せいかつ こま い
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言
われなくても、かながわけん ふたん おお ごうりてき
神奈川県は負担が大きすぎないときには、合理的
なはいりよ どりよく
配慮をする努力をします。

ことば せつめい
【言葉の説明】

ごうりてき はいりよ しょうがい ひと せいかつ こま
合理的な配慮 … 障害のある人が生活しづらいことや困ったことがある
ときに、まわ ひと くふう せいかつ
周りの人が工夫をして、生活しやすくすることです。

- (2) しょうがい ひと せいかつ こま い
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言
われなくても、じぎょうしゃ ふたん おお ごうりてき
事業者は負担が大きすぎないときは、合理的な
はいりよ どりよく
配慮をする努力をしなければいけません。



第15条 虐待等の防止

虐待が起きないようにすること



(1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待が起きないようにするために、「障害福祉サービス提供事業者」に研修を行います。

(2) 「障害福祉サービス提供事業者」は、障害のある人への虐待が起きないようにするために、働いている人に研修などをする努力をしなければいけません。

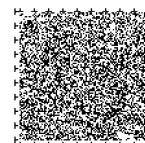
第16条 虐待の早期発見等

虐待を早く見つけること



(1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を見つけたらすぐに連絡することや、連絡の方法を、県民などにお知らせします。

(2) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を早く見つけて、早く対応するための仕組みをつくりまします。



第17条 障害者の家族等に対する支援

障害のある人の家族などへのサポート



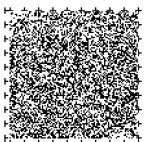
神奈川県は、障害のある人の家族や関係者に、情報を伝えることやアドバイスなどのサポートをして、本人を支える生活の中での心配なことが少なくなるようにします。

第18条 障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進

障害福祉についての県の会議への障害者の参加



神奈川県は、障害福祉についての県の会議に、障害のある人の参加を進めます。



だい じょう しょうがいしゃしゅたい かつどう そくしん 第19条 障害者主体の活動の促進

ぴあさぽーと とうじしゃかつどう ほんにんかつどう すす
ピアサポートや当事者活動・本人活動などを進めること



(1) かながわけん ぴあさぽーと とうじしゃかつどう ほんにんかつどう ないよう
神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などの内容
けんみん じぎょうしゃ し どりょく
を、県民や事業者などによく知ってもらえるように努力します。

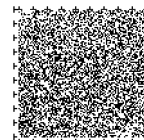
(2) かながわけん ぴあさぽーと とうじしゃかつどう ほんにんかつどう
神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などをして
ひと なかまどうし れんらく と いっしょ
いる人たちが、仲間同士で連絡を取ったり、やりとりしたり、一緒
かつどう さぽーと どりょく
に活動ができるようにサポートする努力をします。

(3) かながわけん ぴあさぽーと とうじしゃかつどう ほんにんかつどう ひろ
神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などを広げ
にほん かいがい かつどう じょうほう あつ わ つた
るために、日本や海外の活動の情報を集めて、分かりやすく伝え
どりょく
る努力をします。

ことば せつめい 【言葉の説明】

ぴあさぽーと … おなじ なや も ひとどうし ささ あ
ピアサポート … 同じような悩みを持っている人同士の支え合いのこと
です。

とうじしゃかつどう ほんにんかつどう しょうがい ひと ちゅうしん なかまどうし
当事者活動・本人活動 … 障害のある人が中心になって、仲間同士で
おこな かつどう
行っている活動のことです。



だい じょう しょうがい しょうがいしゃ しえんたいせい
第20条 生涯にわたる障害者への支援体制
せいび
の整備

しょうがい ひと しょうがい い あいだ
障害のある人の生涯(生きている間のこと)の
さぽーと しく
サポートの仕組みをつくること



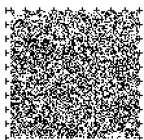
かながわけん しょうがい ひと ひつよう さぽーと しょうがいとぎ
神奈川県は、障害のある人が、必要なサポートを生涯途切れるこ
となく受けることができる仕組みをつくる努力をします。

だい じょう こうれいしゃし さくとう れんけい
第21条 高齢者施策等との連携

こうれいしゃ こ ふくししさく きょうりよく と く
高齢者や子どもの福祉施策と協力して取り組むこと



かながわけん こうれいしゃ こ ふくししさく きょうりよく どうじしゃ
神奈川県は、高齢者や子どもの福祉施策と協力して、「当事者
めせん しょうがいふくし すす
目線の障害福祉」を進めます。



第22条 支援手法に関する調査研究

支援の方法の情報を集めたり調べたりすること



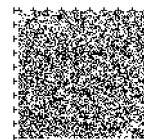
神奈川県は、障害のある人へのより良い支援をするために、日本や海外の、より良い支援についての情報を集めたり、調べたりする努力をします。

第23条 中核的な役割を担う拠点の整備

地域生活や社会参加を進めるための場を整備すること



神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくために、障害のある人の地域生活をサポートすることや、障害のある人の社会参加を進めるための場をつくる努力をします。

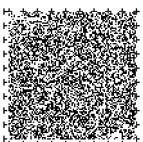


だい じょう ちいきかん きんこう
第24条 地域間の均衡

どこに住んでいても、同じサービスを受けられる
ようにすること



かながわけん どうじしゃめせん しょうがいふくし しさく おこな
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」の施策を行うときに、
しょうがい ひと す おな サービス う
障害のある人がどこに住んでいても同じサービスを受けられるよう
どりよく
に努力をします。



第25条 自立支援協議会の活動の推進等

自立支援協議会の活動を進めること



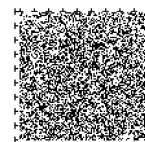
- (1) 神奈川県は、障害のある人の支援の仕組みをつくるために、
障害保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を開きます。

【言葉の説明】

障害保健福祉圏域 … 神奈川県内を8つの地域に分けた、障害のある
人に必要なサービスを考えるためのグループです。

自立支援協議会 … 障害のある人の支援のために、みんなで話し合い
をする会議のことです。

- (2) 神奈川県は、障害のある人が生活している地域の状況に合わせ
た支援の仕組みをつくるために、市町村の自立支援協議会と
協力します。

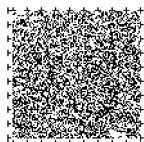


だい じょう じんざい かくほ いくせいとう
第26条 人材の確保、育成等

しょうがいふくし しごと ひと ふ そだ
障害福祉の仕事をする人を増やして、育てること



- (1) かながわけん しょうがいふくし しごと ひと ふ
神奈川県は、障害福祉の仕事をする人を増やします。
また、よい しえん ができるようにするために、じょうほう つた えることや、
けんしゅう 研修などをします。
- (2) かながわけん しょうがいふくし しごと ひと しごと なが つづ
神奈川県は、障害福祉の仕事をする人が、仕事を長く続けら
れるように、つぎ 次のことをします。
- しょうがいふくし しごと あど ばい す
・ 障害福祉の仕事についてのアドバイスをすること
 - しょうがいふくし しごと ひと こころ からだ けんこう
・ 障害福祉の仕事をする人が、心や身体が健康でいられる
ようにすること
 - しょうがいふくし しごと ひと はたら ばしょ しごと
・ 障害福祉の仕事をする人が、働きやすい場所で仕事ので
きるようにすること など
- (3) かながわけん しょうがいふくし かんけい かつどう しごと けんみん
神奈川県は、障害福祉に関係する活動や仕事に県民などが
かんしん も ってもらえるように、しょうがいふくし しごと つた えてたり、
じっさい かつどう けんがく さんか ができるようにします。



だい じょう ざいせいじょう そち 第27条 財政上の措置

し さ く よ さ ん か ね よ う い 施策に予算(お金)を用意すること



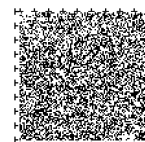
かながわけん は、とうじしゃめせん しょうがいふくし すず ひつよう
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、必要な
よさん か ね よ う い どりょく
予算(お金)を用意する努力をします。

ふ そ く 附 則

ほ か き その他の決まり



- (1) この条例は、じょうれい れいわ ねん がつ にち はじ
この条例は、令和5年4月1日から始まります。
- (2) かながわけん ち じ じょうれい はじ ねん
神奈川県知事は、この条例が始まってから5年たったら、この
じょうれい とりく かくにん
条例で決まった取組みができているかどうかを確認します。
か あた ら おこな
変えたほうがよいことや、新しく行ったほうがよいことについ
てかんが
て考えます。

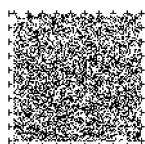


さんこうしりょう
(参考資料)

しょうがいふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ
【障害福祉サービス提供事業者について】

住 ま い	しせつにゆうしょしえん 施設入所支援	にゆうしょしせつ しょくじ ふうろ てだす 入所施設で食事やお風呂などを手助けする
	しょうがいじにゆうしょしえん 障害児入所支援	さーびす サービス
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	くるーふうほーむ しょくじ ふうろ てだす グループホームで食事やお風呂などを手助けする
	りょうようかいご 療養介護	びょういん しょくじ ふうろ てだす さーびす 病院で食事やお風呂などを手助けするサービス
ふくしほーむ 福祉ホーム	やす きんがく す ばしょ ようい く そうだん う 安い金額で住む場所を用意して、暮らしの相談を受 けるサービス	

暮 ら し	きょたくかいご 居宅介護	へるばーいえ き しょくじ ふうろ てだす そうじ ヘルパーが家に来て、食事やお風呂の手助けや掃除 せんたく さーびす や洗濯をするサービス
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	なが じかんつか へるばー 長い時間使えるヘルパー
	たんにきにゆうしょ 短期入所	みじか にっすう にゆうしょしせつ す さーびす 短い日数を入所施設などで過ごすサービス
	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ちいき く しょうがい ひと いえ い みまも 地域で暮らす障害のある人の家に行き見守りす さーびす るサービス
	そうだんしえん 相談支援	しょうがい ひと く かん そうだん いっしょ 障害のある人の暮らしに関して相談して、一緒に かんが さーびす 考えてくれるサービス



お出 かけ

で

どうこうえんご 同行援護	め わる しょうがい ひと で さほーと 目が悪い障 害のある人のお出かけをサポートする さーびす サービス
こうどうえんご 行動援護	きゅう みち と だ あぶ しょうがい 急に道へ飛び出すなどの危ないことがある障 害の ひと で さほーと さーびす ある人のお出かけをサポートするサービス
いどうしえん 移動支援	ひとり で ぶん しょうがい ひと で 一人でのお出かけが不安な障 害のある人のお出か けをサポートするサービス さほーと さーびす

働

はたら

く

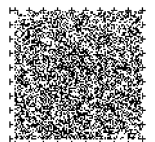
じりつくんれん 自立訓練	じぶん ぶ 自分ができることを増やすことができるように さほーと さーびす サポートするサービス
しゅうろういこうしえん 就 労 移行支援	かいしゃ はたら はじ まえ はたら 会社で働 き始める前に、働 くことができるように さほーと さーびす サポートするサービス
しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着支援	はたら はじ あと なが かいしゃ はたら 働 き始めた後に、長く会社で 働 くことができるよ うにサポートするサービス さほーと さーびす
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続支援	てだす う はたら 手助けを受けながら 働 くことができるように さほーと さーびす サポートするサービス

昼 間の 活 動

ひるま

かつどう

せいかつかいご 生活介護	つね てだす ひつよう しょうがい ひと ひるま じかん 常に手助けが必要な障 害のある人が昼間の時間を す さほーと さーびす 過ごせるようにサポートするサービス
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 せんたー センター	しょうがい ひと ちいき ひと いっしょ かつどう かる 障 害のある人が地域の人と一緒に活動したり、軽 さぎょう さほーと さーびす い作業をしたりすることをサポートするサービス
しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援	しょうがい こ そだ さほーと 障 害のある子どもが育つようにサポートする さーびす サービス



ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において 19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

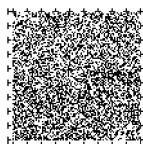
そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日

かながわけん
神奈川県



とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん 当事者目線の障がい福祉実現宣言

~あなたの心こころの声こえに耳みみを傾かたむけ、お互いたがの心こころが輝かがやくことを目指めざします~

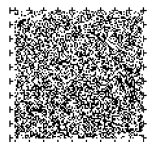
わたし たくい えんじけん ひさん じけん にど お
私たちは、津久井やまゆり園事件えんじけんのような悲惨ひさんな事件じけんを二度にどと起こさ
ないために、これまでの障がい福祉しょう ふくしのあり方を根本かた的に見直こんぼんてきし、「当事者
めせん しょう ふくし だいてんかん ちか
目線の障がい福祉」に大転換ちかすることを誓ちかいます。それは「あなたの心こころの
こえ みみ かたむ たが こころ かがや めざ しょう ふくし
声こえに耳みみを傾かたむけ、お互いたがの心こころが輝かがやくことを目指めざす障がい福祉」です。

わたし ぎゃくたい ぜったい みと きょうど こうどうしょう かた たい
私たちは「虐待ぎゃくたい」は絶対ぜったいに認めみとません。強度きょうどの行動障がいこうどうしょうの方かたに対して、
まわ ひと じぶん きず おと ひかり かびん はんのう す
周りまわの人ひとや自分じぶんを傷きずつけるから、音おとや光ひかりなどに過敏かびんに反応はんのうし過ぎするから、
ちょうじかん へ や と こ くるま しぼ つ あんぜんあんしん
長時間ちょうじかん、部屋へに閉とじ込こめておく、車くるまいすに縛しぼり付つけておく、安全安心あんぜんあんしんのため
めにはやむをえないということで、これまではそんな支援しえんが当あたり前まえのよ
うに行おこなわれていました。

しかし、それは明らかあきに「虐待ぎゃくたい」です。時代じだいは大きく変わおおり、法律かも変わほうりつ
りました。「虐待ぎゃくたい」の定義ていぎも変わかりました。それにも関かかわらず、現場げんばでは同じ
ような支援しえん、すなわち「虐待ぎゃくたい」がつづっていたのです。

それは県立施設けんりつしせつにおいても例外れいがいではありませんでした。県けんとして、障しょう
がい者しゃのみなさんに対して、心たいからお詫こころびいたします。そんな支援しえんを続つづけて
いた事業者じぎょうしゃは、みんな反省はんせいし、支援しえんのあり方かたを変かえなければならないと私わたし
たちは思おもいます。

「虐待ぎゃくたい」は絶対ぜったいに許ゆるされることではありません。あなたは障がい者しょう しゃであ
るまえに、人間にんげんです。人間にんげんだからこそ、一人ひとりの人間にんげんとして尊重そんちようされるのは
当然とうぜんの権利けんりです。



わたし へ や と こ どうじしゃ ほんにん めせん た かんが
私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考
えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまう
のでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけ
かもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと
かんが せつ ぜんぜんちが さぼーと
考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

わたし ところ こえ いっしょうけんめい みみ かたむ
私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの
おも う と くふう さぼーと
思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなた
はあんしん ちが わたし おお よろこ
は安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつな
がるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

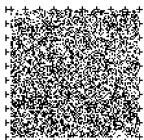
しせつ ちいき なかま なか く
施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよ
う、いっしょ かんが ささ じゅんび ば いっしょう す
う、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしてい
ただく場ではありません。あなたは自分の住む場所を自分で決めることが
できます。

まわ ひと きず りゆう へ や と こ
かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと部屋に閉じ込め
られていた人が、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き
い はたら
生きと働けるようになっていました。

しえん かた か きぼう ひかり
支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こ
ういう しえん ひろ かなら どうじしゃめせん しょう ふくし
ういう支援が広がっていけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は
じつげん ちが わたし かくしん
実現できるに違いないと、私たちは確信しました。

しょう ささ あい おも
どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのい
ながや い しゃかい じつげん ぜんりよく つ しょう
のちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障
がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。

れいわ ねん がつ にち かながわけん ちじ くらいわゆうじ
令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治



いっしょ かんが めんばー
一緒に考えたメンバー

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに
生きる社会を目指して～」を一緒に考えてつくったメンバーです。

こにし つとむ
小西 勉

ぴー ぷる ふ あー す とよこはま かいちょう
(ピープルファースト横浜 会長)

さるわたり たつあき
猿渡 達明

かながわけんしょうがいしゃじりつせいかつしえんせんたー
(神奈川県障害者自立生活支援センター)

しもじょう あきこ
下条 章子

ぴ あ さ ぽー たー
(ピアサポーター)

とみた たすく
富田 祐

ぶるー す か い くら ぶ かいちょう
(ブルースカイクラブ 会長)

ないとう のりよし
内藤 則義

かながわけんしんたいしょうがいしゃれんごうかい かいちょう
(神奈川県身体障害者連合会 会長)

ならぎき まゆみ
奈良崎 真弓

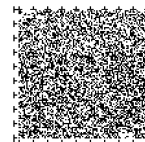
ごー かいちょう
(にじいろでGO! 会長)

またむら あおい
又村 あおい

ぜんこくて いくせいかいれんごうかい じょうむりじけんじ むきょくちょう
(全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長)

たかの はじめ
高野 元

けんきょうせいしゃかい あど ばい ざー おぶ ざー ぼー
(県共生社会アドバイザー (オブザーバー))





私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話(045)285-0548(直通) Fax(045)210-8854



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

